

市民後見人養成研修 開催案内

だれもが地域で安心して暮らせることを目指す地域福祉活動として、判断能力が十分でない方の生活を権利擁護の観点から支援を行う、「市民後見人」を養成するため、成年後見制度全般についての正しい知識と、関連する諸制度の知識の習得を目的として、「市民後見人養成研修」を開催します。

【応募資格】 次のすべての要件を満たす方

- (1) 尼崎市在住または在勤の20歳以上の方
- (2) 成年後見制度及び高齢者や障がい者に対する福祉活動に理解と熱意のある方
- (3) 全ての研修に参加できる方（次ページ日程のとおり）
※欠席の場合は次年度に限り振替受講可能です。
- (4) 将来、市民後見人として活動可能な方
- (5) 民法第847条 後見人の欠格事由に該当しない方

【日 程】 令和3年10月11日（月）から全8日（詳細は次ページをごらん下さい）

【定 員】 20名（応募者多数の場合は抽選）

【受講料】 無 料（テキスト代 1,100円は実費負担）

【会 場】 尼崎市社協会館（尼崎市東大物町1丁目1-2）ほか
阪神電鉄大物駅 北へ約300m

【申込期間】 令和3年9月6日（月）～ 10月4日（月）

【応募方法】 3ページ目の受講申込書に必要事項を記入のうえ、尼崎市成年後見等支援センター（北部・南部）まで郵送または持参してください。

尼崎市成年後見等支援センター 北部

〒661-0012 尼崎市南塚口町 2-1-1 塚口さんさんタウン1番館5階 北部保健福祉センター内

尼崎市成年後見等支援センター 南部

〒660-0876 尼崎市竹谷町 2-183 リベル5階 南部保健福祉センター内

【日 程】

月 日	時 間	カリキュラム
10月11日(月)	9:30~17:10	(1) 市民後見概論 (2) 成年後見制度概論 (3) 対象者理解
10月18日(月)	9:30~17:20	(1) 関係制度・法律 (2) 対象者理解 (3) 市民後見活動の実際
10月25日(月)	9:30~16:20	(1) 関係制度・法律 (2) 対人援助の基礎 (3) 対象者理解
11月1日(月)	9:30~17:00	(1) 関係制度・法律 (2) 成年後見の実務
12月6日(月)	9:30~17:30	(1) 家庭裁判所の役割 (2) 民法の基礎 (3) 市民後見活動の実際 (4) 課題演習
11月(計3日)	半日	※体験実習(在宅実習・施設実習)

上記、カリキュラムのほか、実習終了後及び課題演習後にレポートを提出いただきます。

※体験実習(在宅実習及び施設実習)については、今年度はビデオ学習を予定しております。

【その他】

○研修を修了した方は、「尼崎市市民後見人候補者」として名簿への登録が可能です。

○市民後見人候補者の中から家庭裁判所より選任された方は成年後見人(市民後見人)に就任いただきます。市民後見人の活動にあたっては社会福祉協議会がサポートをしていきます。

○市民後見人の活動は報酬を前提としない活動(無償)です。

○研修を受講した後に、全ての方が後見人として活動できるとは限りません。

○この研修により、何らかの資格が得られるわけではありません。

○～新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う取り組み～

- ・ご来場にあたりましては、発熱・咳などの症状のある場合は体調を最優先していただき、ご参加をお控えください。
- ・ご来場の際にはマスクを着用ください。
- ・手洗いや備え付けの消毒液のご使用、検温、咳エチケットのご協力をお願いいたします。

【お問合せ先】

尼崎市成年後見等支援センター 北部 TEL:06(4950)0614
 尼崎市成年後見等支援センター 南部 TEL:06(6415)6291